

明石市告示第306号

平成25年(2013年)12月2日

明石市長 泉

房 穂



### 街区の区域の変更及び新設について

次のとおり街区の区域をあらたに画すとともに、既存の街区の区域を変更するので、明石市住居表示に関する条例（昭和39年6月17日条例第51号）第2条の規定により告示する。

#### 記

##### 1 街区の区域の変更及び新設

別図1の新明町8街区、10街区及び11街区の区域を、別図2に示すとおり変更し、同図に示すとおり、14街区、15街区及び16街区を新設する。

##### 2 実施する期日

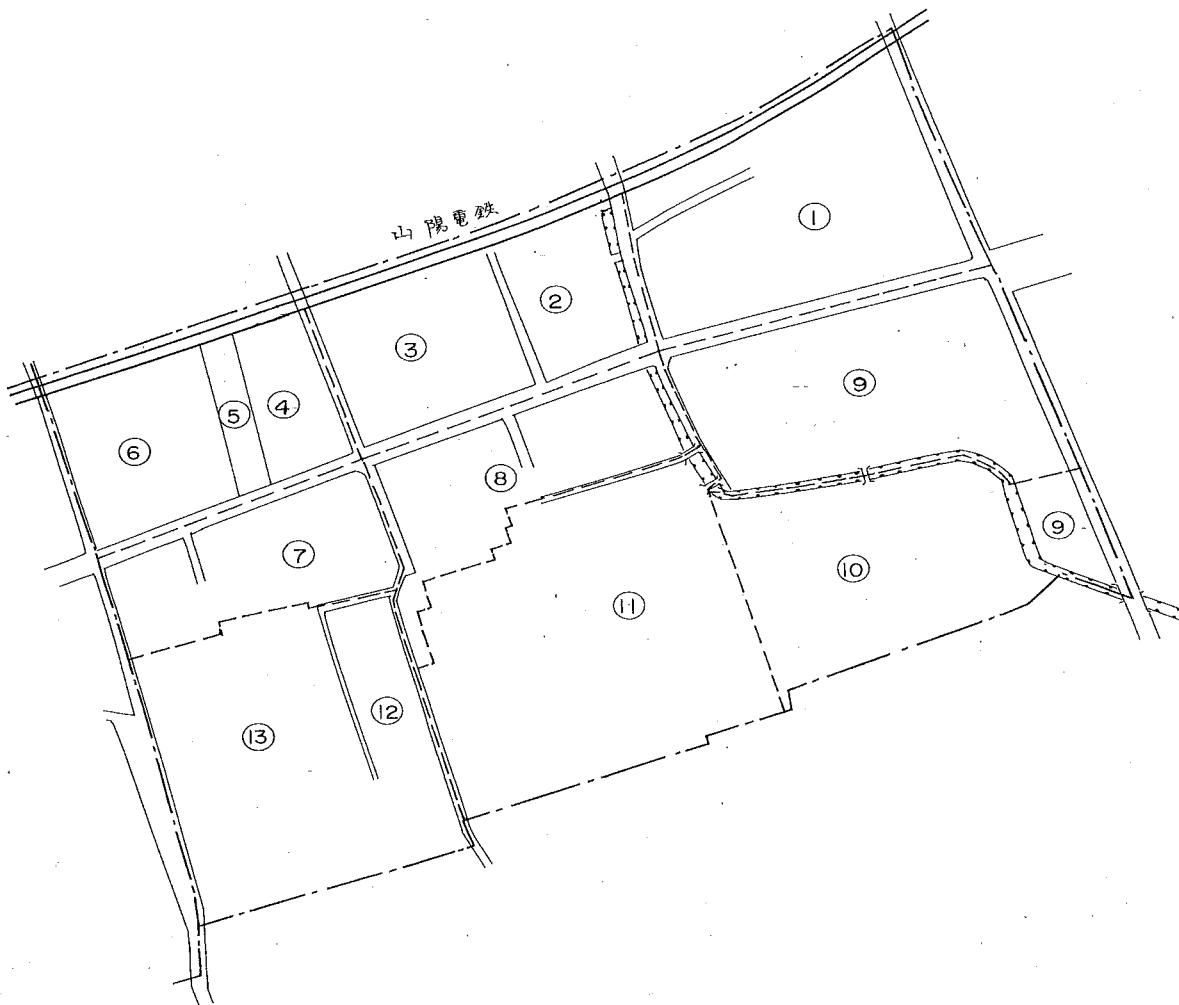
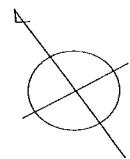
平成25年12月2日

##### 3 住居番号について

実施期日において、新設する街区に住居番号を付すべき建物は存在しない。また、変更する街区に既に存在する建物の住居番号は変更しない。

別図 1

新明町



別図2

新明町

